

役員賞与に関する会計基準(案)

平成17年9月7日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
会計基準	3
会計処理	3
適用時期等	4
結論の背景	5
検討の経緯	5
会計上の考え方	10

目的

1. 本会計基準は、取締役、会計参与、監査役及び執行役（以下「役員」という。）に対する賞与（以下「役員賞与」という。）の会計処理を定めることを目的とする。役員に対する金銭以外の支給や退職慰労金は取り扱わない。
2. 役員賞与の会計処理について、既存の会計基準において本会計基準と異なる取扱いを定めている場合でも、本会計基準の取扱いが優先することとなる。

会計基準

会計処理

3. 役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する。

適用時期等

4. 本会計基準は、会社法施行期日以後終了する事業年度に係る株主総会（委員会設置会社にあつては報酬委員会。以下同じ。）で決議される役員賞与から適用する。なお、本会計基準の適用に伴い、実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 13 号」という。）を廃止する。

結論の背景

検討の経緯

5. 従来、我が国においては、取締役や監査役に対するいわゆる報酬（以下「役員報酬」という。）は、発生時に費用として会計処理し、取締役や監査役に対する役員賞与は、利益処分により、未処分利益の減少とする会計処理を行うことが一般的であった。

しかし、平成 15 年 4 月 1 日から施行されている「商法等の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 44 号）に基づく機関設計や役員報酬額についての定め方の相違により、内容的に同様の性格と考えられる取締役、執行役及び監査役の職務に関連する支給についての会計処理が異なるおそれがあるという意見や、連結財務諸表において、親子会社間の会計処理の整合が図れないという意見があったことを契機に、役員賞与の会計処理を見直すこととし、平成 16 年 3 月 9 日に実務対応報告第 13 号を公表した。

6. 実務対応報告第 13 号では、役員賞与の会計処理について、以下のように示している。

- (1) 役員賞与は、発生時に費用として会計処理することが適当である。
- (2) 当面の間、これまでの慣行に従い、株主総会における支給手続により会計処理することが認められる。すなわち、取締役報酬額又は監査役報酬額の株主総会決議（旧商法第 269 条第 1 項又は旧商法第 279 条第 1 項）により支給する場合には費用として会計処理し、利益処分案の株主総会決議（旧商法第 283 条第 1 項）により支給する場合には未処分利益の減少として会計処理することが認められる。

7. 平成 17 年 7 月 26 日に公布された会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、役員賞与は、役員報酬とともに職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益として整理され、定款に役員賞与や役員報酬等に関する一定の事項を定めていないときは、株主総会の決議（委員会設置会社における取締役、会計参与及び執行役については、報酬委員会の決定）によって定めることとされた（会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条、第 404 条第 3 項及び第 409 条。なお、会社法では、委員会設置会社における利益の処分としての役員に対する金銭の分配の禁止（旧商法特例法第 21 条の 31 第 2 項）に相当する定めはない。）。

ただし、会社法では、利益処分案の株主総会決議（旧商法第 283 条第 1 項）に相当する定めがないため、会社法施行後もこれまでの実務慣行である剰余金を原資とした役員賞与の支給が可能であるかどうかは必ずしも明らかではない。このため、役員賞与の支給手続に複数の方法があることを前提とした実務対応報告第 13 号を見直すことが必要となった。

8. 会社法では、役員賞与が支給された場合、以下のいずれの方法により会計処理するのかについて、特に定めていない。

- (1) 損益計算書上、費用に計上する。
- (2) 費用に計上することなく、剰余金を減少させる。

このため、役員賞与が支給された場合、上記の(1)と(2)のいずれの方法によって会計処

理するのにかについても明らかにすることが必要となった。

9. 当委員会では、以上の点に鑑み、役員賞与に関する会計処理についての審議を行い、今般、「役員賞与に関する会計基準（案）」の公開草案を公表し、広く各界からの意見を求めることとした。

会計上の考え方

10. 役員賞与は、以下の理由から、発生した会計期間の費用として処理することが適切であると考えた。

(1) 役員賞与と役員報酬の類似性

役員報酬は、確定報酬として支給される場合と業績連動型報酬として支給される場合があるが、職務執行の対価として支給されることにかわりはなく、会計上は、いずれも費用として処理される。

これに対して、役員賞与は、利益をあげた功労に報いるために支給されるものであって、利益の有無にかかわらず職務執行の対価として支給される役員報酬とは性格が異なるという見解もある。しかしながら、会社の利益は職務執行の成果であり、この功労に報いるために支給される役員賞与もやはり職務執行の対価と考えられる。

このため、役員賞与は、経済的実態としては業績連動型の役員報酬と同様の性格であると考えられる。

(2) 役員賞与と役員報酬の支給手続

役員賞与と役員報酬は職務執行の対価として支給されるが、職務執行の対価としての性格は、本来、支給手続の相違により影響を受けるものではないと考えられる。

なお、商法のもとでは、役員賞与と役員報酬は異なる手続により支給される場合が多かったが、第7項に記載のとおり、会社法施行後は、両者は職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益として整理され、役員賞与と役員報酬の支給手続は同じ条文中で示されていることから、従来以上に役員賞与は費用として処理することが適切であると考えられる。

11. 当期の職務に係る役員賞与を当期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会決議が前提となるので、当該決議事項とする額（当期の職務に係る額に限る。）を、原則として、引当金（商法施行規則第 43 条の引当金）に計上することになる。
12. 本会計基準の適用に伴い、役員賞与を発生時に費用として会計処理することとなった場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。

以 上